

資料2-1 次期「滋賀県地域福祉支援計画」の素案に係る追加修正について

○53ページ

【現状】

コラム3 地域福祉の実践 公益財団法人滋賀県人権センター

現在、調整中です。

【修正後】

コラム3 地域福祉の実践 地域総合センター(隣保館)の相談事例より
(公益財団法人滋賀県人権センター)

地域総合センターを巡回していた時、窓口で若い女性と職員が雑談をしていて、呼び止められた。

聞くと、良い内職がないかという相談であり、一緒に相談にのることになった。何か事情があるのかと思い尋ねると、彼女は職場の中で部落差別発言があって(直接自分が言われたのではないが)会社を辞めた。その事があり家で出来る内職を探しているのだという。

私は、「部落差別問題に関する研修を行っている企業もある。職業安定所も応援してくれる」など、現在の取組を話し、企業で働いてみてはどうかと勧めた。彼女はもう一度考えると言つてくれた。この相談の中に企業や社会における部落差別の実態が見えた。同時に差別に負けない支援策の必要性が明らかになった。

同ページ内の下部に注釈を追加

地域総合センター：滋賀県では、第2種社会福祉施設である隣保館と隣保館のない地域の教育集会所を地域総合センターと位置づけている。厚生労働省や県からの補助等を受け、隣保事業に取り組んでいる市町が設置する公的施設。

○80ページ

④職場環境の改善 5行目

【現状】

- ・介護保険サービス事業所においては、ワーク・ライフ・バランスの実現、研修受講への支援、育児・介護休暇、子どもの看護休暇、時間単位での休暇制度の導入など働きやすい労働環境の整備に積極的に取り組んでいる事業者を認証し、認証事業者の取組を広く公表することで、事業者による働きやすい環境整備の促進を図り、人材確保・定着・育成に繋げます。

【修正後】

- ・介護保険サービス事業所においては、職員の待遇改善、人材育成、介護現場革新等の観点から、働きやすい労働環境の整備に積極的に取り組んでいる事業者を認証し、認証事業者の取組を広く公表することで、事業者による働きやすい環境整備の促進を図り、人材確保・定着・育成に繋げます。